

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
第1条～第4条 略 (補償基礎額)	第1条～第4条 略 (補償基礎額)																																						
第5条 略	第5条 略																																						
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。																																						
(1) 略	(1) 略																																						
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。																																						
3・4 略	3・4 略																																						
第6条～第29条 略	第6条～第29条 略																																						
別表 補償基礎額表（第5条関係）	別表 補償基礎額表（第5条関係）																																						
<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副 団長</td><td><u>12,440円</u></td><td><u>13,320円</u></td><td>14,200円</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td><u>10,670円</u></td><td><u>11,550円</u></td><td><u>12,440円</u></td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td><u>8,900円</u></td><td><u>9,790円</u></td><td><u>10,670円</u></td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副 団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	分団長及び 副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長 及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	<table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副 団長</td><td><u>12,500円</u></td><td><u>13,350円</u></td><td>14,200円</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td><u>10,800円</u></td><td><u>11,650円</u></td><td><u>12,500円</u></td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td><u>9,100円</u></td><td><u>9,950円</u></td><td><u>10,800円</u></td></tr></table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副 団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	分団長及び 副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長 及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副 団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																																				
分団長及び 副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																																				
部長、班長 及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副 団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																																				
分団長及び 副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長 及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
備考 略	備考 略																																						